

# 福祉医療費受給者証が新しくなります

現在お持ちの受給者証が、7月1日(土)から新しくなります。平成28年度の所得を確認後、受給対象の方には、新しい受給者証を6月末までに、お手元へお届けします。なお、福祉医療費の受給者要件に該当していない方で、7月以降も引き続き該当しない方には、改めて通知いたしません。

また、老人医療費受給者証は、同じく7月1日(土)から、**高齢期移行者医療費受給者証**に変わります。変わるの名称のみで、医療機関での費用負担割合等は変わりません。

## 7月1日(土)に新しくなる受給者証

- ◆**高齢期移行者医療費受給者証**  
(65歳から69歳・従前の『老人医療費受給者証』)
- ◆**重度障害者医療費受給者証**
- ◆**高齢重度障害者医療費受給者証**
- ◆**乳幼児等医療費受給者証**  
(平成20年4月2日以降出生の乳児・幼児・児童)
- ◆**こども医療費受給者証**  
(小学4年生から中学3年生の児童および生徒が対象)
- ◆**母子家庭等医療費受給者証**  
(現況届を提出した方のみ対象)

※各健康保険の高齢受給者証(白色)をお持ちの方は、今回の更新の対象ではありません。

問い合わせ 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501

# 第12回加東市地区親善ソフトボール大会

5月7日 滝野総合公園多目的グラウンドほか

ブロック	優勝	準優勝
第1	上滝野	河高
第2A	下滝野	
第2B	北野	
第2C	下久米	
第3A	東古瀬	
第3B	新定	
第3C	久米	



第1ブロック優勝 上滝野チーム

問い合わせ 教育委員会生涯学習課(スカイピア) ☎48-2566

## 公平委員の就任について

5月19日付けで、次の方が公平委員に就任されました。

**藤原照美さん(天神)**

## ありがとうございました

平成21年から公平委員を務めていただいた邦近從宏さん(新定)が退任され、市長から感謝状を受けられました。長い間お世話になり、ありがとうございました。

問い合わせ 委員会事務局(庁舎4階) ☎43-0399

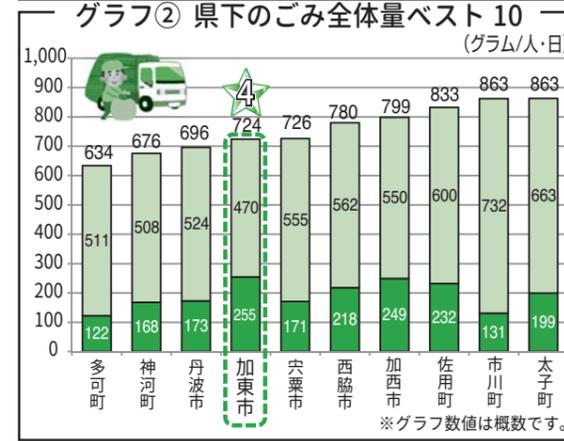
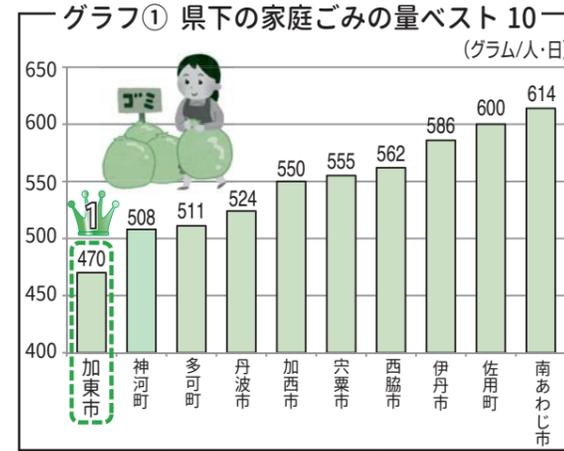
## 広告募集中!

- ・1種広告(43mm×178mm)・・・月20,000円
  - ・2種広告(43mm×88mm)・・・月12,000円
- 半年以上継続して掲載される場合には、広告料を割り引きます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 協働部秘書広報課(庁舎4階) ☎43-0387

社高専生活科学科の生徒によるチャレンジショップ  
フードデザイン工房 今月の営業日  
**Seica** 6/18(日)  
6月のテーマ おうちでほっこり和スイーツ

営業時間 10時～17時 ※商品がなくなり次第閉店します。  
場所 やしろショッピングパーク Bio1 階食品売り場横  
問い合わせ 加東市商工会経営支援課 ☎42-0253



環境省による『平成27年度一般廃棄物処理実態調査』で、兵庫県41市町(29市12町)における1人1日あたりのごみの量が発表されました。その中で加東市は、5年連続で、家庭ごみ排出量の一番少ないまちとなりました。

この結果は、市民のみならずお一人おひとりが「ごみを減らし、ごみを出さない」という高い意識で、日頃から分別の徹底、生ごみの水切り、マイバッグの活用などの身近なエ

コ活動を中心とした「3R(リデュース・リユース・リサイクル)」に取り組まれた成果です。

また、事業所ごみの排出量については、昨年度と同様、県下で16位となりました。引き続き、事業所ごみの減量・分別の啓発を行い、事業所ごみの減量に努めていきます。

家庭ごみと事業所ごみを合わせた「ごみ全体」の排出量については、昨年度から順位をひとつ上げ、県下4位となっ

ています。

このごみ排出量の少なさは、ごみ処理経費にもよい影響を与えています。市民1人あたりにかかる年間のごみ処理経費は、全国平均13,394円に対し、加東市は8,105円です。県内では第3位となっています。こちらも、市民のみならず、ごみ処理経費の削減に努めています。市民1人あたりにかかる年間のごみ処理経費は、全国平均13,394円に対し、加東市は8,105円です。県内では第3位となっています。

家庭ごみの少なさを5年連続で県内1位を達成しました!  
ごみ処理経費の少なさも県内第3位

問い合わせ 市民生活部生活課(庁舎1階) ☎43-0503

今後も、より環境にやさしく、住みよいまちにしていくため、市民・事業者・市が一体となって、ごみ減量・再資源化に取り組んでいきたいと思います。

## 消費生活センターからのお知らせ

### クーリング・オフ制度を活用しよう

訪問販売や電話によるセールスで、思わず契約をしてしまった場合でも、一定の期間内であれば、無条件で解約できる制度が「クーリング・オフ制度」です。

#### クーリング・オフできる期間 手続き方法

- ①クーリング・オフできる期間内に、はがきで契約を解除する旨を通知します。
- ②はがきは両面ともコピーして保管し「特定記録郵便」か「簡易書留」で、販売会社に郵送します。
- ③クレジット契約をした場合は、販売会社とクレジット会社の両方に通知します。
- ④契約解除と返金の確認後、商品が販売会社に引き取ってもらいます。引き取り費用は販売会社の負担になります。

### 困ったことがあれば、気軽に相談を

契約のトラブルや商品の苦情などで困ったときには、消費生活センターへ相談してください。「これはおかしい」と思ったなどの情報提供もお待ちしております。相談は無料で、秘密は厳守します。

また、消費生活センターでは、消費生活に関する無料出前講座も実施しています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 加東市消費生活センター(庁舎1階・生活課内) ☎43-0502